

入札公告（入札説明書）

地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「当研究所」という。）が実施する物品等の調達について、当研究所契約規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告します。

令和7年7月1日

地方独立行政法人
京都市産業技術研究所
理事長 西本 清一

1 入札に付する事項

- （1）案件名称 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 PC調達
- （2）履行場所 仕様書のとおり
- （3）履行期限 令和7年8月29日（金）
- （4）契約条件 仕様書のとおり
- （5）入札方法 入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出とし、郵送等による入札は認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格

- （1）京都市の競争入札参加有資格者名簿に搭載されていること。
- （2）前項に該当しない場合でも、競争入札参加資格審査申請書、申立書及び誓約書を提出し、研究所より参加資格の認定を受けた者であること。
- （3）公告の日から入札の日までの間に、京都市または当研究所から競争入札参加資格停止処分を受けておらず、かつその期間中でないこと。

3 入札参加手続き

- （1）一般競争入札参加申請書の提出
以下の書類を提出すること。
 - ・ 競争入札参加申請書（別紙様式）
- （2）提出方法
郵送（簡易書留）または持参により提出すること。
- （3）提出期限
令和7年7月8日（火）午後5時 ＊必着
＊直接持参する場合の受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日という。）を除く。

(4) 提出先

〒600-8815

京都市下京区中堂寺栗田町9-1

京都リサーチパーク9号館南棟

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

経営企画室 ネットワーク管理担当 (TEL. 075-326-6100)

(5) 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札参加資格の有無について審査を行い、結果を通知する。

なお、入札参加者と認められなかった者は、通知の日から令和7年7月14日（月）午後5時までに、書面にて理由の説明を求めることができる。その場合、上記「3（4）提出先」に記載の提出先へ書面を提出すること。当研究所は、説明を求めた者に対し、令和7年7月16日（水）正午までに書面にて回答する。

(6) 入札書の交付

入札参加資格の審査後、入札参加資格を有すると認められた申請者に対してのみ、入札書を交付する。

4 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時

令和7年7月17日（木）午前11時

(2) 場所

上記「3（4）提出先」と同じ

(3) 持参する書類

ア 入札書（必ず封入し、かつ割印を押印した状態で提出すること）

イ 委任状（別紙様式／必要な場合のみ）

5 入札予定価格

(1) 金3,397,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(2) 入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 契約金額は、入札金額に100分の110を乗じた金額とする。

6 入札保証金

免除

7 次の事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者が必要な資格を有しない場合。

(2) 入札書の提出または到達が所定の日時に遅れた場合。

(3) 入札保証金が所定の額に達していない場合（再度入札を行う場合を除く。）

- (4) 入札者が2通以上の入札書を提出し、または到達させた場合。
- (5) 入札書に入札者の記名押印がない場合。
- (6) 入札書の金額の記載に訂正がある場合。
- (7) 入札書の主要事項の記載が不明確である場合、または記載漏れがある場合。
- (8) 入札者が協定を結ぶなど、不正行為があった場合。
- (9) その他入札に関する条件に違反した場合。

8 落札の決定

- (1) 入札予定価格の制限内で最低価格を入札した者を落札予定者とする。
- (2) 落札となる同価の入札者が複数いる場合には、直ちに当該入札者にくじ引きを行わせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者の中にくじ引きに出席しない者やくじを引かない者が存在する場合には、入札執行事務に直接関与しない職員が代わりにくじを引き、落札者を決定する。
- (3) 他の入札書に比べて異常に低い価格が記載された入札書を受領した場合、当該入札者が参加条件を満たし、契約条件を履行できることを確認するため、当該入札者に照会を行うことがある。

9 契約予定日

令和7年7月25日（金）

10 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しなかった場合、本公告は無効とする。

この場合、当該調達に関して行われた準備行為等に要した費用が既に発生していたとしても、契約者は、当該費用の負担について当研究所に対し、いかなる請求も行うことはできない。

11 その他

- (1) 本契約の履行に関して当事者間で使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本の法定通貨とする。
- (2) 本公告に定めのない事項については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所契約規程及び競争入札ガイドラインの定めるところによるものとする。